注 正のに 正議定書に規究の正文のみが、この文書は、 定、議に、 これる適用開始に関する規定に従う。四月のでは、この文書に含まれる原条約及び改正議定書の条文が統合さい。日ので書に対して、この文書に対して、この文書は法的根拠となるものではない。「条約の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。この文書の「条約の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。この文書の「条約の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。 oれた部分の適B 原条約及び改了 の唯一の目的は、 用正 は議原 `定条 改書約

所 得 に 対 でする租業 税 に関する二 重 課税 \mathcal{O} 口 避 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 日 本国とブラジ ル 連 邦 共 和 玉 との 間 \mathcal{O} 条約

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、

所得に対する租税に関 Ĺ 二重課 税 を回 避するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の対象である租税は、次のものとする。

(1)

- (a) ラジ ル 連 邦 共 和 玉 に 0 7 ては、 連 邦 所 得税 (以下「ブラジ ル 0 租 税 という。
- (b) 日 本 玉 に 0 1 7 は 所 得税 及び 法 人税 (以 下 日 本 玉 \mathcal{O} 租 税 という。
- (2) \mathcal{O} 条約 は、 (1)に規定す る租税と実質的 に 類 伮 \mathcal{O} 租 税 で、 $\overline{\mathcal{O}}$ 条約 の署名の 日 \mathcal{O} 後に 1 ず れ か 方 の締

約国において設けられるものについても、また、適用する。

第二条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほ

- (a) 「ブラジル」とは、ブラジル連邦共和国をいう。
- (b) 「日本国」とは、 地理的意味で用いる場合には、 日本国の租税に関する法令が施行されているすべて

の領域をいう。

- (c) 「一方の締約国」 及び「他方の締約国」とは、 文脈により、 日本国又はブラジルをいう。
- (d) 「租税」とは、 文脈により、 日本 国 [の租税又はブラジルの租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。
- (f) 「法人」 とは、 法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱わ れる団体をい

う。

- (g) 業及び他 「一方の締約国 方 7の締約| 国 の企業」 の居住者が営む企業をいう。 及び 「他方の締 約国の 企業」 とは、 それぞれ一 方の締約国 「の居住者が営む企
- (h) いずれ か ?の締約| 国について 「権限のある当局」 とは、 その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたそ

の代理者をいう。

(2)方の締約国がこの条約を適用する場合には、 特に定義されていない用語は、 文脈により別に解釈すべ

き場合を除くほか、 この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとす

る。

第三条

(1) 店又は主たる事務所の所在地、 この条約の適用上、 「一方の締約国の居住者」とは、 管理の場所その他これらに類する基準によりその締約国において課税を受 その締約国の法令の下において、 住所、 居所、 本

けるべきものとされる者をいう。

(2)0 適用・ ①の規定により双方の締約国の居住者となる者については、 上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。 権限のある当局は、 合意により、 この条約

第四条

- (1) この条約 の適用上、 「恒久的施設」 とは、 事業を行なう一定の場所で、 企業がその事業の全部又は 部
- を行なつているものをいう。
- (a) 管理所

(2)

「恒久的施設」には、特に、

次のものを含む。

-) (b) 玉 支店
- (d) (c) 作 事務所
- (e) 工場
- (g) (f) 鉱 倉庫

(h)

(g) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、

六箇月をこえる期間存続するもの

- (3) 恒久的施設」 については、 次のことは、 含まれない ものとする。
- (a) 企業に属する物品又は 商 品 の在庫を、 もつぱら他の 企業による加工のため、 保有すること。
- (b) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、 又は情報を収集するため、 事業を行なう一定の場

所を保有すること。

- (c) 企業に属する物品又は商品をもつぱら保管し、 展示し、 又は引き渡すため、 施設を使用すること。
- (d) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、 展示し、又は引き渡すため、保有すること。

- (e) 質 の活動を行なうため、 企業のためにもつばら広告、 事業を行なう一定の場所を保有すること。 情報の提供、 科学的 調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性
- (4)る代理人を除く。) 方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者 は、 次の場合には、 当該一方の締約 国内における恒久的施設とされる。 (5)の規定が適用される独立 の地位を有す
- (a) 習的 る場合は、 その者が当該一 に行使する場合。 この限 方の締約国 りでな ただし、 |内で、 その者の行動 当該企業の名におい が当該企業の て契約を締結する権限を有し、 ために物品又は商品を購入することに限 か つ、 これを常 られ
- (b) 確定し 物 その者が 品 又は て 商 が、 1 品 な 当該 1 \mathcal{O} 在 ŧ 庫 のに従つて行なわ 企業によりあらかじめ締結された契約で引き渡すべき数量又は引渡し を当る 該 方の 締 約国内に保有する場合 れる注文に当該企業に代わつて通常応ずるため、 当該 0 6企業に 日 及び . 属 場 点する 所を
- (5)常 約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。 の方法で行なうものを通じて他方の締約国 方の締 約 国 の企業は、 仲立人、 問屋その 内で事業活動を行なつたという理由のみでは、 他 独立 の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通 当該 他方の締

- (6)久的 事 主 のみによつては、 施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、 方の締約国の居住者である法人が、 いずれ の一方の法人も、 他方の締約国 他方の法人の恒久的施設であることとはならない。 [の居住者である法人又は他方の締約 又はこれらにより支配されているという 国内において恒
- (7) は 方の締 部として行なう場合には、 約 国 の企業は、 他 方 当該: の締約 他 方の締約国内に恒久的 国内で第十五条にいう芸能人の役務を提供することを事業の 施設を有するものとされる。 全部又

第五条

- (1) その を課 締 \mathcal{O} 約 締 方の締: することができる。 企 玉 約 業 玉 \mathcal{O} 企 丙 0 一業が 約 利得に対 で 事 玉 |の企業 業を行なわ 他 方 \mathcal{O} Ļ 締 の利得に対 当 約 該 国 な 恒 内 1 人的: にあ 限 ŋ, しては、 る 施設に帰 当該 恒 久的 その企業が 施設 方 せられる部分につい \mathcal{O} 締 を通じて当該 約 他 玉 方 に \mathcal{O} お 締 1 約 他 7 ての 方 0) 国 \mathcal{O} 丙 4 締約 み、 租 にある恒 税 当該 国 を課することができる。 内で事業を行なう場合には 人的: 他方 (の締: 施設を通じて当該 約 国 に お 1 7 租税 他方 方の
- (2)合には、 方の締約 各締約国におい 国 の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場 て、 当該恒久的 施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、 カン

- すれば、 当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、 当該恒力 久的施設が取得するとみられる利得が、 当該恒久的施設に帰せられるものとする。 取引を行なう別個のかつ分離した企業であると
- (3)に生じたものは、 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、 経費に算入することを認められるものとする。 その恒久的施設のため
- (4)恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、 ١ ر かなる利得もその恒
- 久的施設に帰せられることはない。
- (5)とする。 (1) から4までの規定の適用上、 ただし、 別 の方法を用いることについ 恒 久的施設に帰せられる利得は、 て正当な理 由 があるときは、 毎年同 この限りでない。 の方法によって決定するもの
- (6)この条の規定によつて影響されることはない。 他 \mathcal{O} 条で別個に取 り扱わ n てい る種類の 所得が企業の利得に含まれる場合には、 これらの条の規定は、

第六条

(a) 方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、 支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場

合又は

(b) 同一の者が一方の締約国 の企業及び他方の締約国 の企業の経営、 支配若しくは資本に直接若しくは間接

に参加する場合

得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、 に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利 であつて、そのいずれの場合においても、 両企業間に、 その商業上又は資金上の関係において独立の企業間 その企業の

第七条

利得に算入して課税することができる。

- (1) 該 方の締: 方の締約国 約 国に の企業が船 お 1 ての み 舶 租税を課することができる。 又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、 当
- (2)ブラジル の居住者である企業は、 船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、 日本国における

第八条

住民税及び事業税を免除され

る。

(1) 不動産から生ずる所得に対しては、 当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

- (2)て料金 にも、 規定 「不動産」 の適用がある権利、 不動 (金額が確定しているかどうかを問わない。 産に附属する財産、 の定義は、 不動 当該財産が存在する締約国 産用益権 農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、 並びに鉱石、)を受け取る権利を含む。 水その他の天然資源の採取又は採取の権 の法令によるものとする。不動産には、 船舶及び航空機は、 不動 産に関する一 ١, 利 0 かなる場合 対 何とし 般 不 -動産 法 \mathcal{O}
- (3)る。 (1) \mathcal{O} 規定は、 不動 産 の直 接使用、 賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得につい て適用す

とはみなさな

(4)ても、 (1) 及び (3) また、 の規定は、 適用する。 企業の不動産 に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得に つい

第九条

- (1) に お 方の締: V) て租税を課することができる。 約 国 の居住者である法人が他方の締約国 の居住者に支払う配当に対しては、 当該他方の締 約国
- (2)①の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国において、 その締約国の法令に従つて租

税を課することができる。 その租税の額は、 当該配当の金額の十二・五パーセントを超えないものとす

る。

- (3)(2) \mathcal{O} 規定は、 配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- (4)ک の条において 「配当」 とは、 株式、 受益株式、 鉱業株式、 発起人株式その他利得の分配を受ける権利

から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて、

分配を行なう法

人が居住者である締 約 国 0 税法上株式から生ずる所得と同 .様に取 ŋ 扱わ れるもの をいう。

信用に係る債権を除く。

- (5)的 \mathcal{O} 処 施 (1)設 分につい か ら (4) が 行なうすべ までの規定 ての 租 税 ての形態による利得の は、 の適用上、 (2) に いう税率をこえない ブラジルについては、 処分も、 ものとする。 また、 日 本国 配当とされる。 \mathcal{O} 居住者である企業のブラジ この場合には、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ ル にあ ような利得 る恒 久
- (6)(2)及び(5) の規定は、 ブラジ ル 0) 重 要性 の少 ない 、経済活 動に対する税及び超過送金税には、 適 用しない。
- (7)る他 るときは、 (1)方の締 及び (2) 適用しない。 約 の規定は 国内に、 その配当の支払 この場合には、 方 \mathcal{O} 締 約国 の居住者である配当の受領者が、 の基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有す 第五条の規定が適用される。 その配当を支払う法人が 居住者であ

第十条

- (1) 方の締 約 国内で生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、 当該他方の締約国におい
- て租税を課することができる。
- (2)(1) の利子に対しては、 当該利子が生じた締約国において、 その締約国の法令に従つて租税を課すること
- が できる。 その 租 税 の額は、 当該利子の金額の十二・五パー セントを超えないものとする。
- (3)を含む。) しくは地方公共団体又はこれらの政 (2)の規定に に支払わ か かわらず、 れ るものに 方の締約 うい ては、 府若しくは地方政府若しくは地方公共団体が所有する機 国内で生ずる利子で、 当該 方の 締 約国 \mathcal{O} 他方の締 租 税を免除する。 約 国 \mathcal{O} 政 府若しくはその 関 地方 **金** 融 政 7府若 機 関
- (4) た締 問 この条にお わない。) 約国 の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。 その他 いて 「利子」とは、 のすべての種 公債、 類の信用に係る債権から生じた所得及びその 債券又は社債 (担 保の 有無及び利得の分配を受ける権利 他の 所得で当該所得が \mathcal{O} 有無を 生じ
- (5)に、 (1) 及び (2) その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、 の規定は、 一方の締約国 の居住者である利子の受領者が、 その利子が生じた他方の締 適用しない。 この場合には 約 国 内

第五条の規定が適用される。

(6)を問い 務が は、 利子 治該恒: わない。 その締約国内で生じたものとされる。 は、 久的 その支払者が一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体若しくは居住者であるとき が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債 施設について生じ、 かつ、 ただし、 その利子を当該恒久的施設が負担するときは、 利子の支払者 (一方の締約国 [の居住者であるかどうか その 利子 は、 当

該

恒

人的

施設が

存在する締約国内で生じたものとされる。

(7) る。 するとみられる金額をこえるときは、 の支払 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との この場合には、 の基因となつた債権を考慮する場合にお 支払われ た金額のうち超過 この 条の いて、 分に対し、 規定は、 間 その \mathcal{O} 特 その合意するとみられる金額につい この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、 関 別 (係が 0 関係により、 な か つたならば支払者及び受領者が 支払わ ħ た利子 7 Ò 金額 \mathcal{O} 4 適 が 合意 用す そ

第十一条

各

締

約国

の法令に従

つて租税を課することができる。

(1) 方の締約国内で生じ、 他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、 当該他方の締約国にお

いて租税を課することができる。

- (2)(1) \mathcal{O} 使用料に対しては、 当該使用料が生じた締約国において、 その締 約国 の法令に従つて租税を課する
- ことができる。 その租 税 の額 は、 次 0 ものを超えない ものとする。
- (a) 商 標権 の使用又は 使用 \mathcal{O} 権利から生ずる使用料にあつては、 当該 .使用料の金額の二十五 パ] セ ント

用 又は 使 用 \mathcal{O} 権 利 から生ずる使用料にあつては、 当該 使用 料 \mathcal{O} 金 額 \mathcal{O} 十五 パ] セ シト

(b)

映

画

フ

1

ル

 Δ

0

著作権及びラジオ放送用又はテレビジョン

)放送用

のフ

1

ル

ム

又はテー

プ

0

著作

権

の使

- (c) そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 使用 料に あつては、 当該使用料 (T) 金額 \mathcal{O} + = -五 パ セ ント
- (3)ک \mathcal{O} 条に お 1 て 「使用料」 とは、 文学上、 美術上若しくは学術 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 著作 物 (映 画 フ 1 ル ム及びラジオ放

送用又はテレビジ

ョン放送用

0

フィ

ル

ム又はテープを含む。

 \mathcal{O}

著

作権、

特

許権、

商

標権、

意匠、

模

型

上 义 の設 面 備 秘 密 の使用若しくは使用 方式若しくは秘 密 0 工 権 程 利 の使用若しくは使用 \mathcal{O} 対価として、 又は の権 産業上、 利 \mathcal{O} 対 価として、 商業上若しくは学術上の経験に関する情 産業上、 商業上 若しくは学術

報 \mathcal{O} 対 価として受け取るすべて 0) 種 類 の支払金をいう。

(4)(1) 及び(2)の規定は、 一方の締 約国 の居住者である使用料の受領者が、 その使用料が生じた他方の締 約国

内に、 その使用料を生じた権 利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、 適用しない。こ

の場合には、第五条の規定が適用される。

(5)うか きは、 が *当該 使用料は、 を問い その締: 恒 久 わ 的 な 施設に 約国 その支払者が一 一内で生じたものとされる。 が一方の締 ついて生じ、 方の締約 約 か 国 つ、 内に恒久的施設を有する場合において、 国又はその地方政府若しくは地方公共団体若しくは居住者であると その使用料を当該恒 ただし、 使用料の支払者 人的 施設が負担するときは、 (一方の締約 その使用料を支払うべき債務 国 「の居住者であるかど その 使用 料 は

当

該

恒

久的

施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(6) 用、 その は、 らの場合には、 られる金額をこえるときは、 使 そのは 権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみ 双方と第三者との間 用 料 使用 が その支 料 支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、 のうち公正かつ合理的な対価となる額につい 払 の基因となつた権利に関 \mathcal{O} 特 この条の規定は、 别 \mathcal{O} 関係により、 する公正 その合意するとみられる金額につい 支払われた使用料の カコ つ合理的な対価をこえるときは、 てのみ適用する。 金額が、 その支払の基 支払者と受領者との ての み適用する。 この 因とな 条 つた使 間 0) 各締 これ 規定 又は

約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

- (1) 第八条22に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、 当該不動産が存在する締約国に おいて租
- 税を課することができる。
- (2)方の締 約 国 の企業が他 方 の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす動産 (この条にお

1 て は、 (1) の不動 産 以外のご 財 産をいう。)又は 一方の 締 約国 \mathcal{O} 居住者が自由 職業を行なうため 他 方 \mathcal{O} 締 約

産

の譲

渡

か

ら生ずる収益

玉

に

お

いて使用することができる固定的施設に係る動

とともに行なわれる当該恒 久的施設又は当該固定的 施設 の譲渡か ら生ずる収益を含む。 に対しては、 当

該 他 一方の締: 約 国 に お 7 て租税を課することができる。 ただし、 方の締約国 の居住者が 国 際運 輸 に 運 用 す

る船 ついては、 舶若しく 他 一方の締: は航空機又はこれらの船舶若しくは航空機 約 国 0 租税を免除する。 の運用に係る動 産 の譲渡によつて取得する収

益に

- (3)方の締? 約 玉 の居住者が(1)及び(2) の財産以外の財 産 の譲渡によつて取得する収益に対しては、 当該 二方
- の締約国においてのみ租税を課することができる。

(単独に若しくは企業全体

第十三条

(1) り、 ては、 0 者が自己 方の締約 他方の締 当該| 固 の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に 約国 国 定的施設に帰せられる部分についてのみ、 の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得については、そ \mathcal{O} 租税を免除する。 その者がそのような固定的施設を有する場合には、 当該: 他方の締約国において租税を課することがで 当該所得に対 有し、 な V 限 ľ

(2)弌 自 建築士、 由 職 業 歯 には、 |科医| 師 特に、 及び公認会計士 学術上、 文学上、 一の独立 0 活 美術上及び教育上の独立の活動 動を含む。 並びに医師、 弁護 士、 技術

第十四条

きる。

(1) 料、 方 対しては、 の締 第十八条、 賃金その他これらに類する報酬に 約 玉 当該他方の締約国において租税を課することができる。 の租税を免除する。 第十九条及び第二十条の規定を留保して、 勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、 ついては、 その勤務が 方の締 他方の締 約国 約国 の居住者が勤務に関して取得する給 内で行なわれない その勤務から生ずる報酬に 限 Ď, 当該 他

- (2)①の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に関して取得する報酬に
- ついては、 次のことを条件として、当該他方の締約国 一の租税を免除する。
- (a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
- (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、
- (c) その 報 酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこ

کے

(3)(1) 及び(2) の規定にかかわらず、 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行な

わ れ る勤務に関する報酬に対しては、 その締約国に おい て租税を課することができる。

第十五条

第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、 演劇、 映画、 ラジオ又はテレビジョンの俳優、 音楽家その他

の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、 その活動が行なわれ

る締約国において租税を課することができる。

第十六条

居住者 間一 大学、 時的 であつたものは、 学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の に滞在する教授又は教員で、 その教育又は研究に関して取得する報酬につき、 現に他方の締 約国 の居住者であ ŋ, 締 当該一方の締約国 又は 約国を訪れ、 訪れる直前に他 二年をこえない \mathcal{O} 方の 租税を免除さ 締 約 玉 期 \mathcal{O}

第十七条

れる。

約国 ル若しくは日本国若しくはブラジルの通貨によるその相当額をこえない するものであつて、 受け取る給付又は所得 居住者であり、 外 つぱら教育又は から支払 又はそ われるもの 継続して三課税年度をこえない期間、 訓 に \mathcal{O} 練を受けるため一 うい 滞 在 であること、 7 \mathcal{O} は、 直 前 当該 に 他 方のご 又は当 方 方 \mathcal{O} 0 締 締 締 約 約 該所得が当 約 国内 国 国 \mathcal{O} に滞在する学生又は事業修習者で現に他方 居住者であつたもの \mathcal{O} 租 該 税を免除する。 1 ず 方 ħ の締 \mathcal{O} 課税年度についても千アメリカ合衆国 約国内で行なう人的役務 ものであることを条件とする。 がその ただし、 生計、 当該給付 教育又 が E 当 は 関 該 訓 \mathcal{O} 締 L 練 て 方 約 \mathcal{O} 取 ため \mathcal{O} 玉 得 締 \mathcal{O}

第十八条

方の締約国 の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、 当 該

他 |方の締約国においてその締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十九条

支払 共 団 て、 政 当該一方 わ 府 体が支払 の職務 れ る賃金、 V) の締 の遂行として一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務につい 約国 給料及びこれらに類する報酬 又は当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体の支出に係る基金 の国民である個人に対して、 並びに退職年金又はこれに類する給付に対しては、 当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地 当該 方公 から 方

第二十条

の締

約

国に

お

(\

ての

み

租税を課することができる。

- (1) 約 国 方の締ね に おい ての 約 国 み の居住者である個人に支払われる民間 租 税を課することができる。 一の退職年金及び保険年金に対しては、 当該一 方 の締
- (2)傷害に対する補償として行なわれる定期的な給付を含む。 この 条において 「退職年金」 には、 過去の勤務に対する対価として、又は過去の勤務に関連して受けた
- (3)この条において 「保険年金」には、 適正かつ十分な対価としての給付を行なう義務に基づき、 終身又は

特定の年数の間一定の時期において定期的に支払われる一定の金額を含む。

宋二十 十 一 条

方の締約国 の居住者が他方の締約国における源泉から取得する所得で前諸条の規定の適用を受けないも

のに対しては、両締約国において租税を課することができる。

第二十二条

ラジルは、

日本国にお

(1) ブラジルの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、ブ

いて納付された所得に対する租税の額と等しい額をその者の所得に対する租税

控除、 された額のうち、 するものとする。 日本国にお ただし、 いて租税を課される所得に対応する部分をこえないものとする。 その控除の額は、 所得に対する租税として当該控除 が行なわ ħ る前 に · 算出

(2) (a) (i) 日本 国 の居住者がこの条約の規定に従つてブラジルにおいて租税を課される所得をブラジルに おい

て取得するときは、 その所得について納付されるブラジル の租税の額は、 その居住者に対して課され

る日本国 |の租税 から控除する。 ただし、その控除の額は、 日本国 [の租税の額のうちその所得に対応す

る部分を超えないものとする。

から

- (ii) ある場合には、 行した全株式の少なくとも十パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当で ブラジルにおいて生ずる所得が、ブラジルの居住者である法人がその議決権のある株式又はその発 日本国 の租税からいの控除を行うに当たり、 当該配当を支払う法人がその所得につい
- (b(i) (a(i)に規定する控除の適用上、ブラジルの租税は、常に、て納付するブラジルの租税を考慮に入れる。
- (A) ついては二十五 第九条②及び⑤の規定が適用される配当並びに第十一条②⑥及びⓒの規定が適用される使用料に パーセント、
- の率で納付されたものとみなす。 (B) 第十条2の規定が適用される利子については二十パーセント
- (ii) 措置であつて千九百七十六年三月二十三日に実施されているもの又はその修正若しくはそれ 行われないとしたならば納付されたであろうブラジルの租税の額を含むものとみなす。ただし、 加としてブラジルの租税に関する法令にその後導入されることがあるものに従つて免除又は軽減が (a)に規定する控除 の適用上、ブラジルの租税は、ブラジルの経済開発を促進するための特別 の奨励 の追 両

締約国 の政府が当該奨励措置によつて納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件

とする

(c) れることとなる租 つたならば千九百七十六年三月二十三日において有効なブラジルの租税に関する法令の適用の結果課さ (b)iiの規定の適用上、いかなる場合においても、 税の額よりも多額の租 税が納付されたものとはみなされない。 特別の奨励措置に基づく租税の免除又は軽減がなか

(d) 2の規定の適用上、「日本国の租税」には、住民税を含む。

第二十三条

(1) おり又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれより 方の締約国 \mathcal{O} 玉 |民は、 他方の締約 国に おい て、 同 様 の状況にある当該他方の も重い 締 約 国 \mathcal{O} 租税又はこれ 玉 民に課されて に関

連する要件を課されることはない。

(2)づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で当該一方の締約 に関し当該一方の締約国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。 「国民」とは、いずれか一方の締 約 国 の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約 国 |の法令に基 国 \mathcal{O} 租 税

(3)て、 同 方の締約国 様 \mathcal{O} 活動を行なう当該 の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、 他 方の締約 玉 の企業に対して課される租税より も不利に課されることはな 当該 他方の締約国 にお

\ <u>`</u>

け 者に対して認める租 るものと解しては の規定は、 一方の締約国に対し、 ならな 税上の 人的 ?控除、 救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づ 家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国 の居住

(4)接に 業が課されており又は課されることがある租税又はこれ 又はこれに関連する要件を課されることはない。 方の締? 所有され又は支配されて 約 国 の企業で資本の全部又は V るも \tilde{O} は、 当該 部 が 他 方の 方 \mathcal{O} 締約 締 約国 に関連する要件と異なり又はそれよりも重 国 の 一 に お *(* \ 又は二以上の居住者によつて直接又は間 て、 当該 方の 締 約国 \mathcal{O} 類 伮 \mathcal{O} 1 他 租税 \mathcal{O} 企

(1) 両締 約 第二十四条 国 の権限 のある当局は、 この条約を実施するために必要な情報を交換するものとする。このよう

(5)

_

 \mathcal{O}

条にお

いて

「租税」

とは、

すべての種

類

 $\widehat{\mathcal{O}}$

租

税をいう。

にして交換された情報は、 秘密として取り扱わなければならず、この条約が適用される租税の賦課及び徴

収 (司法上の決定を合む。) に関与する者(当局を含む。) 以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

ならない。

(2)

(1)の規定は、

いかなる場合にも、一方の締約国に対し、

次のことを行なう義務を課するものと解しては

(a) 当該一 方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執る

こと。

(b) 当該一 方の締約国若しくは他方の締約国 の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手

することができない資料を提供すること。

(c) 報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。 営業上、 事業上、 産業上、 商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情

(3)両締 約国 の権限のある当局は、この条約が適用される租税に関し、 両締約国における脱税を防止するた

め、適当な措置を執り、かつ、情報を交換することができる。

第二十五条

- (1) る締約国 を受け又は受けるに至ると認めるときは、 方の締約国の居住者は、 [の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができる。 他方の締約国において執られる措置によりこの条約の規定に適合しない課税 両締約国 の法令で定める救済手段とは別に、 自己が居住者であ
- (2)ときは、 \mathcal{O} ある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。 その申立てが正当であると認められ、 その権限のある当局は、 この条約の規定に適合しない課税を回避するため、 かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができない 他方の締約国の権限
- (3)に 決するように努めるものとする。 おける二重課税を除去するため、 両締 約 国 の権限のある当局は、 両締: この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解 相互に協議することができる。 約国 0 権限 \mathcal{O} ある当局 は、 また、 この条約に規定されてい ない 場合
- (4)両締 約 国 の権 限 \mathcal{O} あ る当局は、 この条約の規定を実施するため、 直接相互に通信することができる。

第二十六条

この条約の規定は、 国際法 の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に

影響を及ぼすものではない。

第二十七条

(1) この条約は、 批准されなければならない。 批准書は、 できる限りすみやかにリオ・デ・ジャネイロで交

換されるものとする。

(2) この条約は、 批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、この条約が効力を生ずる年の翌

年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第二十八条

いずれの一方の締約国も、 この条約の効力発生の日から三年の期間を経過した後に、 外交上の経路を通じ

て他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、 この条約を終了させることができる。 た

その通告は、 各年の六月三十日以前に与えなければならず、 この場合には、この条約は、 終了の 通告

が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失うものと

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二

通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

三木武夫

ブラジル連邦共和国政府のために

ジュラシ・マガリャンエス